

第三者評価結果

事業所名：平沼保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は児童憲章・児童福祉法に基づき、法人の保育理念である「明日も行きたくなる保育園」保育目標の「自分らしく生きていける子を育む」などを掲げ、子どもの健全な心身の発達を図る事を目的として作成されています。年度末に全職員で振り返りを行い、次年度の全体的な計画は、あらかじめ主任が原案となる計画を作成します。各職員はそれを基にクラスや部署で話し合いを行って作成していきます。作成された計画をさらに職員会議で見直しや修正を行い、最終的に計画が作成されていきます。計画には子どもの発達過程、家庭の状況や長時間保育、地域や小学校との連携まで考慮しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>各部屋に空気清浄機と扇風機の設置があり、24時間換気扇を回して常に室内の換気に注意を払っています。「安全チェック表」を基に毎日室内の環境整備が行われています。子どもが使用する寝具は一人ひとりが専用のもを使用し、3ヶ月ごとに専門業者による消毒、乾燥を行っています。シーツは保護者へ依頼して毎週末持ち帰りをしてしています。玩具や保育室内、トイレは午睡の時間を利用して毎日消毒を行っています。各部屋の柱や家具の角などの危険な場所には安全用クッションシートを取り付け、部屋やテラスの床にはマットを敷きつめて、安全で心地よく過ごせるようにしています。子どもの活動に応じて、可動式の仕切りや家具を利用し、食事や睡眠の場所を分けています。トイレは年齢に合わせて、大きさや高さが考えられています。スペース的に、一人になれる落ち着いた空間の確保は難しい状態です。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入園前に個別で入園説明会を実施しています。乳児には一日の生活リズムや発達状況、既往歴などの健康状態を把握する為のアンケートを取っています。子ども一人ひとりの特性や家庭環境を理解した上で、個々の成長にあった支援を行っています。情報は職員会議などで共有され、職員間で共通理解のもとで保育ができるようにしています。連絡ノートや送迎時の保護者とのコミュニケーションから子どもの家庭での様子を把握しています。職員の態度や言葉遣いについても、保護者の理解を得て安心に繋げることが期待されます。「適切な保育」についての資料を職員全員に配布し、クラス内で定期的に確認し、休憩室に掲示する事で、常に目で見確認できる環境です。子どもの心に寄り添う気持ちを心がけ、話す時には語尾に「～かな」と優しい表現を使用するようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の習得は年齢ごとに月間指導計画に目標を設定し、計画に基づいて行われています。手洗いやうがい、歯磨きなどの基本的な習慣はなぜそれが必要かを分かりやすくイラストを使用するなどして説明しています。職員は子ども達の自分でやりたい気持ちを大切に、自分で出来た喜びを感じながら出来る事が一つずつ増えていくような関わりをしています。個別記録により、月齢にあった発達状況であるかを毎月確認しています。幼児クラスでは翌日のスケジュールを絵カードで確認出来るようになってきました。0歳児ではその子どもの状態に合わせて午睡の他に午前中、夕方と眠くなった時には睡眠をとれるように配慮しています。幼児クラスでは活動の合間にこまめな水分補給と休息の時間を設けています。トイレトレーニングは、子ども一人ひとりの排尿の間隔が長くなるのを見極めながら開始するようにしています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b

<コメント>

子ども達が自主的に遊びを広げられるよう、室内に物を出さないようにしています。外部講師による1歳から始める音楽リズムのクラスでは太鼓、木琴、ハンドベル、ティンパニーなどに触れながら音楽の楽しさを学んでいます。3歳から始める体操教室は、鉄棒、跳び箱などを入学前に練習出来る環境にあり、身体を動かして楽しんでいます。天気の良い日は近隣に散歩に出かけ、公園で鬼ごっこやボール遊び、遊具で身体を動かしています。蟻やダンゴ虫を探したり、どんぐりや落ち葉を拾ったりと自然に親しむ機会にもなっています。幼児クラスには廃材、マジック、シールなどが用意され、子ども達が自由な発想で協力しながら物を作り上げていく楽しさを学び、乳児クラスは職員が援助しながら、友だちの真似をしたり同じ遊びをすることで友だちとの関わりを自然に学べるようにしています。コロナ禍で地域の人たちとの関わりをもつことが難しくなっています。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

保育室の床にクッションシートを敷き、ドアや家具の角には全て安全ガードが取り付けられています。室内の配置はその都度見直し、伝い歩きが出来る様に柵を移動したり、ハイハイがしやすいように空間を広くとるようにしています。日中の活動には可動式のパーテーションで遊びと睡眠の空間を分けています。一日の大半を担当保育者と過ごし、それにより自然に愛着関係が育まれています。動物などの興味をひく絵本を使って発語に繋げるようにしています。保育者と子どもの一対一の関わりを大切に、子どもの表情やしぐさをから気持ちを読み取るようにしています。昼食時には、子ども同士が対面に座ることでお互いの様子を見て食べる意欲を育みます。子どもの発達状況に合わせて、ベッド、クッション、ラックと使い分けています。家庭とは毎日の連絡帳のやり取りや、送迎時の声かけで様子を伝え、連携を密に取る様にしています。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

着替え、手洗い、靴を履くなどの身の回りの事を自分でやろうとする気持ちを大切に、保育者は待つ姿勢で見守るようにしています。自分で出来た事への達成感を味わい、成功体験を積めるように援助しています。毎日行く散歩では、季節を感じながら探索活動が出来るよう、子ども達が興味湧くように声かけをしています。室内では子どもが自発的に自由に遊べるように、玩具を自由に取り出せるように場所の工夫をしています。可動式のパーテーションを利用して、子ども同士が遊びに集中出来るようにしています。子ども同士のトラブルに発展しないように、同じ玩具を数多く用意しています。トラブルに発展した際には様子を見守りながら、友だちと遊ぶ楽しさが伝わるように声をかけています。月1回は全員で朝の会を行い、自分の得意な事を前に出て発表する機会を設けています。音楽リズムで、園以外の大人との関わりを持てる環境を整えています。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

各家庭から提供をしてもらった廃材を利用し、子ども達が自由な発想で物作りが出来る環境を整えています。職員は子どもが興味を持ち始めた玩具を見極めながら、声をかけて遊びに展開出来るようにしています。集団遊びやルールがある遊びなどで、年齢に応じてルールを学べるように職員が考えながら援助しています。4歳児からは自分のタオルを出したり、コップを入れたり、自分の事は自分で出来るように少しずつ学んでいきます。郵便ごっこ遊びとして、手紙を書いてポストに入れる楽しみを経験しています。5歳児は就学に向けての準備が始まり、給食、タオル絞り、挨拶の声かけなどのお当番活動を取り入れています。運動会では2歳児はかけっこ、3歳児はパラバルーン、4、5歳児は組体操で皆で一緒にやる楽しさを体験しています。毎日、玄関に写真付きの一日の様子を掲示し、各クラスの廊下にも写真で活動を紹介しています。就学先の小学校との連携では要録の作成があります。

【A9】 A-1-(2)-⑧
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

園内は段差が少なく、バリアフリー構造になっています。多機能トイレやエレベーターの設置もあり、環境整備がされています。障害のある子どもの受入れは、個別指導計画を作成し、職員会議で全ての職員が共通認識で保育に当たれるようにしています。他の子どもと分けることなく同じクラスで過ごすことでクラスの指導計画と関連付けを行っています。子ども達には分かりやすく状況を説明しています。保護者には、個別の連絡帳で毎日園での様子を伝え、定期的な面談の場を設けて相談を受けています。職員は障害のある子どもの保育についての研修を受け、報告書を作成し、職員会議などで伝達研修を行います。必要があれば、療育センターや外部施設と連携を取り、助言やアドバイスももらっています。親からの要望があれば、保育所の他の保護者へ情報を伝えていますが、今後は障害保育について具体的な取組を伝えていきたいと考えています。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもの在園時間を考慮して、一日の過ごし方を考えています。幼児クラスでは一日のスケジュールを絵カードで掲示して、子どもが自分で見て分かるようにしています。次の活動に移る場合は、すぐに片付けをするのではなく、取り出せる場所に一旦置くことを伝えるなど、子どもの気持ちに配慮しています。可動式パーテーション、マットなどを使用して子どもが落ち着ける環境を整え、穏やかに過ごせるように配慮しています。長時間保育の場合は夕方から合同保育です。補食としておせんべいなどの提供ができます。職員は引き継ぎノートで子どもの状況について伝達漏れのないよう引き継ぎをしています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全体的な計画の小学校との連携では、要録の送付、行事交流、幼保小連絡会議、小学校の施設探検などの記載があります。園では就学に向けて、徐々に午睡を無くすなどの取組をしています。皆で大きな卒園製作に取り組むこと、小学校見学に参加することで、子ども達が就学への見通しをもつことが出来るようにしています。保護者には面談を通して就学に向けての説明を行っています。園長は幼保小5区合同研修や接続研修に参加し、就学に向けての意見交換を行っています。合同研修参加の前には園長、主任、担任で取組について話し合いを行っています。園長は要録を作成し、家庭環境や子どもの様子を小学校に伝えています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保護者へは入園説明会でしおりをもとに、園の健康に関する方針や取組を説明し、入園の際には予防接種歴、罹患歴調査票を提出してもらっています。送迎時に子どもの体調を保護者と共有しています。子どもの体調の変化は職員同士で伝達・引き継ぎをしています。急を要する場合は保護者へ連絡し、迎えを要請し、受診を促しています。園でのけがの際には、けがが報告書に記載して保護者へ説明をしています。幼児クラスではシール帳にけがの用紙を貼ることで、伝達もれを防ぐようにしています。毎月の身体測定や毎朝の検温はけんこうノートに記入し、保護者と連携を取っています。乳幼児突然死症候群に関する睡眠中呼吸確認マニュアルがあり、確認の手順が明記されています。0歳児・1歳児クラスに横浜市プレチェックのポイントを掲示し、常時確認が出来る様にしています。保護者へもうつ伏せ寝に関して注意を促すなどしています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 年2回の内科健診、歯科健診を全園児に行っています。その結果をけんこうノートに記入し、保護者へ周知しています。結果は職員にも周知され、家庭との連携が必要な場合は保護者と面談し、子どもの成長を支援出来る体制を取っています。各クラスの指導計画へも反映させています。毎月、身長・体重を測定し、その結果はけんこうノートで保護者へ伝えられ、年間を通して成長を迫るようにしています。歯科健診の際の歯磨き指導はコロナ禍のため、現在は中止になっていますが、毎月の保健日より家庭での虫歯予防の呼びかけを行っています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿ってアレルギー疾患のある子どもの対応を行っています。月1回、「食物アレルギー対応実施要項」を踏まえて、園長、保護者、担任、調理員、保護者と確認を取りながら進めていきます。メニュー相談で食物アレルギーを把握して、職員間でも共有し、救急対応訓練を実施して緊急時に備えています。アレルギー児の食事のテーブルは離れた場所で囲いをするようにし、食事が済んだあとはその場ですぐに着替え、衣服について食べこぼしにも注意しています。入園時に主治医意見書、与薬依頼票、薬剤情報書の提出をもらい、保護者と連携を密に取っています。子ども達にはアレルギー児が主人公の絵本の読み聞かせを通して、アレルギーに対する理解と情報を伝えています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>年間食育計画の作成があり、各年齢別の指導計画にも反映されています。毎月ランチルームで幼児クラスが集まり一緒に食事をする機会を設けています。七夕には素麺、クリスマスにはポテト、節分に鬼のお面が集まったりと、行事毎に子ども達が楽しく食事が出来る工夫をしています。野菜の切り口で作るスタンプ、絵本の読み聞かせ、プランターでの野菜栽培などを行っています。地元の肉屋や八百屋を利用する事で交流ができ、笹や菖蒲を提供してもらうこともあります。幼児クラスでは本人の希望で、天気の良い日はベランダで食事をすることもあります。給食会議では年齢に応じて、食材の切り方や大きさ、食具などの検討をしています。保護者と連携を取り、苦手なものがある場合は少しでも食べられるように声かけをしています。食育ボードでメニューに入っている食材を分類分けし、子どもが見て理解できるようにしています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<p><コメント></p> <p>毎月の全体給食会議で、クラスの様子や要望を話し合っています。食べる量や好き嫌いは職員が食事の様子を観察しながら把握していきます。残食調査票や検食簿により翌月のメニューの検討がされています。肉やちくわなどの食べにくい食材は大きさを調整したりトロミを付けて食べやすくする工夫をしています。子どもの日や七夕、ハロウィンなどの行事食の提供や、旬の食材を使用するなど、給食室全体で積極的に取組を行っています。お誕生会にはアレルギー児にも配慮して、卵不使用、ヨーグルトクリームを使用するなど、皆で楽しく食事が出来る工夫をしています。厨房職員は専用の出入口・トイレ・ロッカーを使用し、エプロンの洗濯もマニュアルに沿って行っています。現在は感染症を考慮して厨房からの食事の見回りは実施していませんが、感染症の状況を見ながら取り組むことが期待されます。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>0~2歳児の乳児クラスは毎日連絡帳を活用し家庭との連携を行っています。連絡帳はB5版サイズの乳児用連絡ノートで家庭からの連絡・園からの連絡を記録し、日々の様子、活動内容を保護者とやり取りしています。3~5歳児クラスではクラスごとに「クラスボード」を掲示して園での子どもたちの活動の様子を保護者に伝えています。「クラスボード」には「写真やドキュメンテーション(子ども自身の言葉や行動などの記録)」を掲載しています。送迎時には、その子に応じた様子を伝え、健康に過ごせたり、成長が感じられるよう話をしています。小学校の体育館を借りて実施している運動会やランチルーム(地域子育て支援スペース)でのお楽しみ会では日頃楽しんでいる姿や子どもの成長の姿を保護者と共有し、喜び合える場づくりをしています。毎月園だよりやクラスだよりを発行し、保育理念・目標・方針を伝えると共に、保育内容や保育の意図を保護者に伝えています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保護者が安心して子育て出来るよう支援を行っています。西区子育て関連施設連絡会の標語『にこやかに 目をかけ 手をかけ 心かけ』のもとに、登降園時には保育園での様子を細かく伝え、保護者とのコミュニケーションを取っています。外部研修や、『子どもの夢と未来舎』の講師による職員研修では、保護者対応についてグループワーク等の指導を受け、保護者支援のスキルを身につけるように努めています。保護者から相談を受けた際は、プライバシーに配慮して個室での面談を随時行えるようにし、保護者の不安に寄り添うようにしていますが、保護者の理解を得られるような配慮が期待されます。相談はクラス担任と主任が同席し、難しい対応の相談では園長・理事長と連携し、必要に応じて療育センター等とも連携を取っています。相談内容は記録すると共に、職員間で情報共有しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>家庭での虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めています。登園時の視診、着替え等での身体の観察をして、虐待等の兆候を見逃さないようにしています。自宅でのけがや子どもから気になる発言があった際は、園長・主任に報告しています。園長・主任は虐待が疑わしい場合、迷った場合は西区こども家庭支援課に連絡・相談しています。登園時は特に虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、園児のいつもと違う様子や、においなどに注意を払い、子どもの心身の状態、家庭での食事・養育の状況について把握に努めています。また、育児等で悩んでいる家庭には、面談をして話を聞き、保護者の支援に取り組んでいます。今後、虐待防止マニュアルを作成し、マニュアルに基づく職員研修を実施する等の取組が期待されます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>職員は、週案・月案・個別指導案・年間指導計画書などの保育実践を主体的に振り返り、改善や専門性の向上に努めています。職員は年度末に自己評価を実施し、1年間の振り返りを行い、園長・主任と面談をし、保育の改善や専門性の向上に努めています。園では職員一人ひとりの自己評価を業者に委託して集計・分析し、さらに園の自己評価に繋げて作成・公表し、次年度の保育実践に活かしています。職員は、日々の保育日誌や月間指導計画ごとに保育を振り返り、自己評価を行い、互いの学び合いや意識の向上に繋げています。</p>	